

第3回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 6月5日(木)午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室

3 定数及び現員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 16名

1番 藤城安男	2番 鈴木昭雄	3番 注連野千佳代
4番 長島正人	5番 柴寄正博	6番 倉田一夫
7番 吉田悟	8番 山田一宏	9番 浦野和幸
10番 切替絵美	11番 高橋広幸	12番 石渡正明
13番 石川和利	14番 渡邊美代子	15番 笹生篤
16番 泉類岩男		

5 出席事務局職員 4名

平野事務局長 石井副主幹 鈴木主査 尾崎主事

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和7年度第3次農用地利用集積計画書(案)の承認について

議案第4号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに
令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

7 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和7年度6月5日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第3回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、16名出席ですので、会議は成立します。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

9番浦野和幸委員、10番切替絵美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市外在住の親子間において、高齢となった譲渡人が、後継者である譲受人に贈与するものです。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は管理、耕作されていました。

申請地は譲受人が代表取締役である市内の農地所有適格法人との間で賃貸借契約を締結した農地で、今回の贈与の申請で許可となった場合、所有者が変わることから、総会資料に添付していませんが、別に農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書が提出されています。

親子間での贈与による所有権移転が許可となった場合、譲受人自身が代表取締役を務める農地所有適格法人と新たに貸借をして引き続き営農するとのことでした。

総会資料 2 ページから 7 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

本件申請における農地法第 3 条許可要件については、市町村農業委員会に対する研修会や情報提供等をする組織である千葉県農業会議へ、農地法等の法令業務の適正な執行に係る営農条件について確認したところ、「譲受人が代表取締役を務める農地所有適格法人の営農実績で確認する。」とのことから特に問題はないと思います。

総会資料 8 ページと 9 ページに現地の写真を添付しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

2 番鈴木昭雄委員

○2 番（鈴木昭雄君） 2 番鈴木です。

整理番号 1 の 1 につきましては、申請地全体の南側 3 分の 1 くらいに梅の木と麦が植えられていました。

北側は、獣害対策とみられる柵により囲まれて管理されており、柵の外周にそって柚子の木が植えられていました。

整理番号 1 の 2 につきましては、梅の木が植えられて管理されていました。

親子間での贈与ですので、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号については、許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第2号整理番号1について、ご説明いたします。

議案2ページをご覧ください。本件は、市外の個人事業主が、市内在住の個人が所有する農地2筆について、売買により取得し、資材置場及び駐車場用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、申請人は、個人で解体工事業を営んでおりますが、現在は、工事を行う現場に、直接資材と車両を置いていることから、置場に困っている状況にあり、不動産業者を通じて、資材置場と駐車場を探していたところ、申請地を譲っていただけることになったため、今回の事業を計画したとのことでした。

総会資料10ページの位置図をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料12ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地利用計画については、資材置場と駐車場であり、具体的な数量については、総会資料13ページに添付しております。

造成計画については、整地を行った後、砕石を敷き均す計画です。

排水計画については、汚水雑排水は発生せず、雨水のみ自然浸透させます。

所要資金については、全額自己資金により賄う計画となっております。

総会資料14ページから15ページに現地の写真を添付しております。

なお、現地は、現在の土地所有者が、一部家庭菜園として利用しておりますが、収穫が終わった後に、工事に着手することになっております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

15番笹生篤委員。

○15番（笹生篤君） 15番笹生です。

4月2日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、畑と山林のほか、住宅や事業地がある場所であり、周辺農地への影響も少ないことから、特に問題ないと思われます。

なお、申請地の隣に住宅があったため、住宅の方へ事前の説明を行うように、事務局を通して、申請者をお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

資料の中に従業員の車、バイトの車とありますが、会社の方が今回の申請地に集まり、現場に向かうということでしょうか。

また、この法人の所在はどこでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

委員のおっしゃるとおり、従業員の方が集まり、現場に向かうとのこと。

法人の所在ですが、個人事業主のため、申請者の自宅が、自宅兼事務所となっているとのこと。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号整理番号1については、許可相当と決定します。

次に、議案第2号整理番号2について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

事務局の石井です。議案第2号整理番号2について、ご説明いたします。

議案2ページをご覧ください。本件は、市内の法人が、市外在住の個人が所有する農地1筆について、売買により取得し、資材置場、駐車場及び作業場用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料16ページの位置図をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、譲受人は、本件申請地に隣接した場所で、現在、〇〇〇を営んでおりますが、事業の拡大に伴い、手狭な状況となっていることから、本件事業を計画したとのことです。

総会資料18ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地利用計画については、駐車場、資材置場、作業場用地であり、具体的な数量については、総会資料19ページに添付しております。

造成計画については、整地を行った後、碎石を敷き均す計画です。

排水計画については、汚水雑排水は発生せず、雨水のみ自然浸透させます。

所要資金については、全額自己資金により賄う計画となっております。

総会資料 20 ページから 23 ページに申請地の写真と既存施設の写真を添付しております。

申請地は、現在、農業委員会を通した貸借ではありませんが、周辺の方に頼んで耕作してもらっている状況にあります。そのため、収穫が終わった後に、工事に着手することについて、地主さんを通じて、耕作者に説明を行い、理解が得られているとのことです。

総会資料 24 ページをご覧ください。

今回の申請に当たり、地元実行用水組合に対して、念書が提出されております。申請地については、実行用水組合の区域外であるため、本来、手続などは特に不要となりますが、地元としては、近隣に住宅があることから、建設発生土や環境汚染物質を置かないことを約束した念書の提出をお願いしたとのことです。

この書類は、本来、農地転用許可申請に必要な書類ではありませんが、参考までに添付させていただいております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

8 番山田一宏委員。

○8 番（山田一宏君） 8 番山田です。

5 月 21 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、住宅地と畑が広がっている場所です。

今回の事業内容は、事業地が手狭であり、隣接している農地に事業地を拡大することです。

申請にあたり、地元の実行用水組合に対し、説明を行い、残土や環境汚染物質を置かないことを約束した念書も提出されていますので、周辺農地へ影響も少ないと考えられるため、特に問題はないと思われます。

なお、以前、〇〇〇があったため、近隣住民の方へ事前の説明を行うように、事務局を通して、申請者をお願いしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

補足説明させていただきます。

山田委員の報告のあったとおり、週辺に住宅があるため、申請代理人を通じて、住民説明をお願いしました。

5月29日、申請者と代理人で周辺住宅のすべてを回り、土地利用計画図等で事業の説明を行い、ご理解を得られたと報告を受けております。

○議長（注連野千佳代君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号整理番号2については、許可相当と決定します。

◎議案第3号 令和7年度第3次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号令和7年度第3次農地利用集積計画書（案）の承認についてを議題とします。

議案第3号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第3号の令和7年度第3次農用地利用集等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第3号は別冊となっております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画書（案）です。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき承認を得ようとするものです。

権利の設定を受ける者の内訳については、計画書（案）5ページ、個人1名となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

権利の設定を受ける方はどのような経営をしているのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

大規模な耕作をしている、認定農業者です。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

〇〇〇地区では地域計画が策定しているのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

現在、策定のための準備を進めています。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

この方はなぜ中間管理機構を活用した貸借をされるのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定は、令和7年3月末で廃止され、農地中間管理機構を活用した貸借に一本化されたためです。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 3 号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成多数でございます。

よって議案第 3 号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号 令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検・評価並びに令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第 4 号令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと、令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題とします。

議案第 4 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

議案第 4 号について、ご説明いたします。

議案第 4 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の結果並びに令和 7 年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動計画の承認を求めるものです。

なお、本案件につきましては、ご承認いただきました後、ホームページにて公表することとなっております。

まず配布させていただきました、「農地等の利用の推進に関する指針」をご覧ください。

この指針は、袖ヶ浦市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものです。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとなっています。

現在の指針につきましては、前委員就任時の令和5年度に改正されたものとなります。

続いて、令和6年度の点検・評価の説明をさせていただきます。議案4ページから9ページをご覧ください。

令和6年度の目標につきましては、国の統計調査の結果や、先程説明させていただきました、「農地等の利用の推進に関する指針」の目標数値等を基に設定したものです。

議案4ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況（令和6年4月1日時点）についてです。

令和6年4月1日時点の農業委員会の体制のほか、国の統計調査の結果などにより、農家・農地等の数値を記載しております。

次に議案5ページをご覧ください。

II 最適化活動の実施状況についてですが、①現状及び課題については、国の統計調査や、利用権設定面積等の数値を記載しております。

②目標については、「農地等の利用の推進に関する指針」を目標数値として、記載しております。

③実績については、昨年度の新規集積面積は21ヘクタールです。

次に（2）遊休農地の発生防止・解消についてですが、①現状及び課題、については、令和5年度利用状況調査の結果の数値となります。

②目標については、「農地等の利用の推進に関する指針」の数値を目標としています。

議案6ページをご覧ください。

③実績についてですが、令和6年度農地利用状況調査の結果を記載しております。

（３）新規参入の促進についてですが、こちらも①現状及び課題については、令和３年から令和５年度までの新規就農者数とその面積を記載しております。

②目標については、令和３年から令和５年度までの権利移動面積を記載しております。

議案７ページをご覧ください。

③実績の、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積についてですが、同意を得て公表している農地は無いため実績はありません。

続いて２最適化活動の活動目標です。（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（２）活動強化月間の設定の①目標については令和６年度の当初目標を記載しております。

②実績については、昨年度意見交換会２回実施しましたので、２回となります。

次に議案８ページをご覧ください。

（３）新規参入相談会への参加についてですが、①目標が１回に対し、②実績は昨年度参加できていないため、０回となります。

次に９ページをご覧ください。

Ⅲ事務の実施状況についてですが、令和６年度の総会の開催実績、農地法第３条に基づく許可事務、農地転用に関する事務の処理件数、違反転用への対応の実績を記載しております。

次に、議案１０ページから１２ページの令和７年度の目標の設定等の説明をさせていただきます。

議案１０ページをご覧ください。

１つ目の項目として、令和７年４月１日現在における、農業委員会の状況です。

現在の農業委員会の体制のほか、国の統計調査の結果などにより、農家・農地等の数値を記載しております。

次に、議案１１ページをご覧ください。

２つ目の項目として、最適化活動の目標となります。

（１）農地の集積、（２）遊休農地の解消については、例年のとおり数値を算出し、記載しております。これらにつきましては、昨年度の実績のほか、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいた目標の数値を根拠としております。

次に、議案１２ページをご覧ください。

（３）新規参入の促進についてですが、①現状及び課題については、昨年度の実績を追加し、令和４年から令和６年度の数値を記載しております。

②目標については、昨年度の実績を追加し、令和４年から令和６年度の数値を記載しております。

２最適化活動の活動目標ですが、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標としては、例年のとおり記載の数値となります。

（２）活動強化月間の設定回数については、記載のとおり意見交換会の開催を目標としております。

（３）新規参入相談会への参加目標としましては、毎年１１月頃、千葉県で新規就農希望者等の相談会が開催されているため、そちらへの参加を目標としております。

令和６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の結果並びに令和７年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動計画の説明については以上となりますが、最後に、この「農地等の利用の推進に関する指針」について説明させていただきます。

この「農地等の利用の推進に関する指針」につきましては、３年おきに委員の改選のタイミングで改正することとなっておりますので、今年度もこの指針の改正を行います。

また、年明けごろに詳細を説明させていただきますので、ご記憶の片隅に置いておいていただけると幸いです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第４号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第４号については、原案のとおり承認されました。

◎報告事項 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第３、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第１１条第７号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案１３ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和７年４月１日から４月３０日までに専決処理した案件となります。

協議報告第１号、農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出書の提出は３件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第3回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和7年度6月5日午後2時40分 閉会